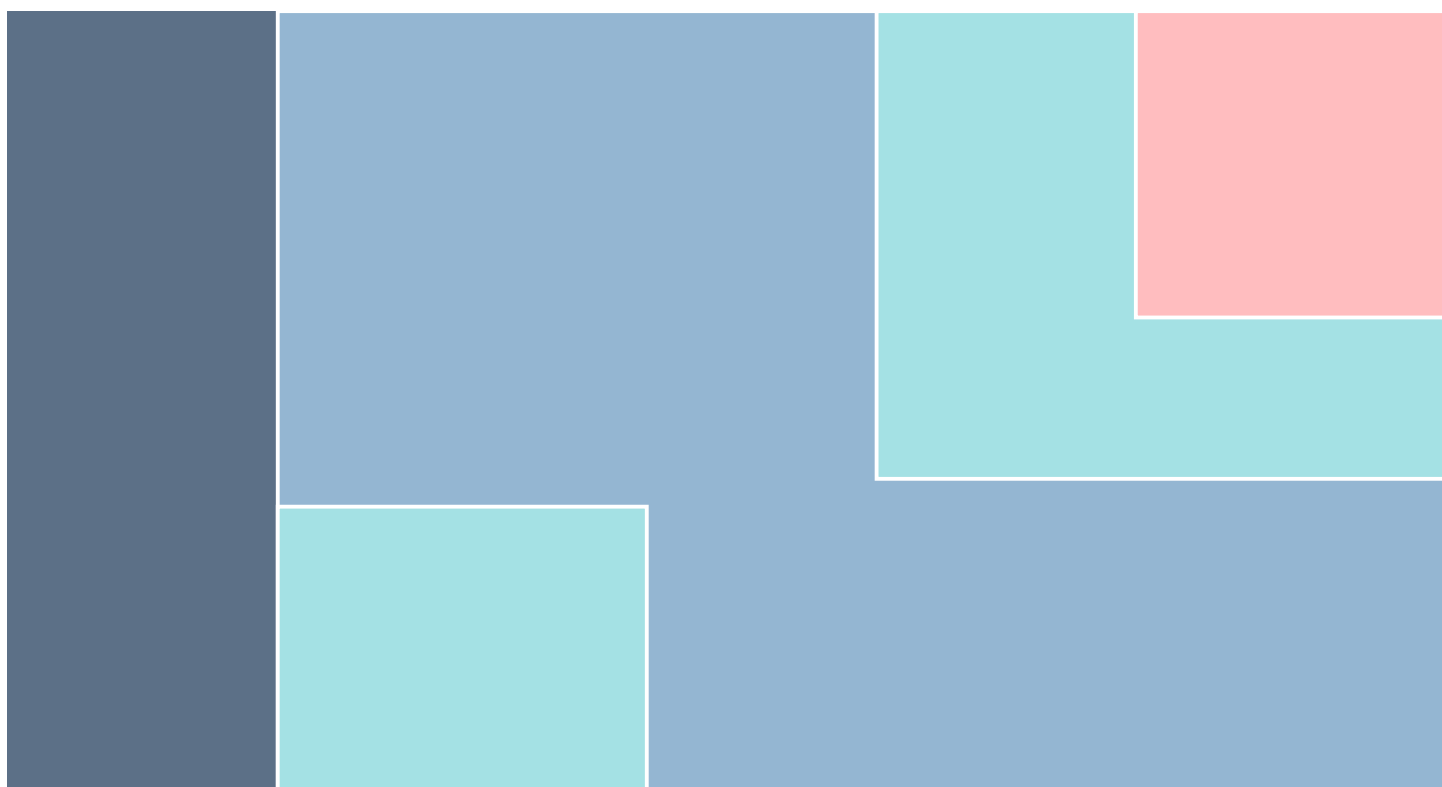


Urban Planning Bureau Business Outline

－ 静岡県都市局の取組2025 －



CONTENTS

都市局の事業概要

静岡県 の 都市局 P. 2

静岡県 の 都市計画 P. 4

都市局 の 当初予算 P. 8

主 要 事業 P. 10

- 01 持続可能なまちづくりの推進
- 02 地域公共交通への支援
- 03 地域交通のリ・デザイン
- 04 地価調査
- 05 市街地再開発事業
- 06 土地区画整理事業
- 07 景観形成
- 08 連続立体交差事業
- 09 街路整備事業
- 10 下水道事業
- 11 浄化槽整備事業
- 12 公園事業
- 13 都市のDX化に向けた取組

OUR PROFILE

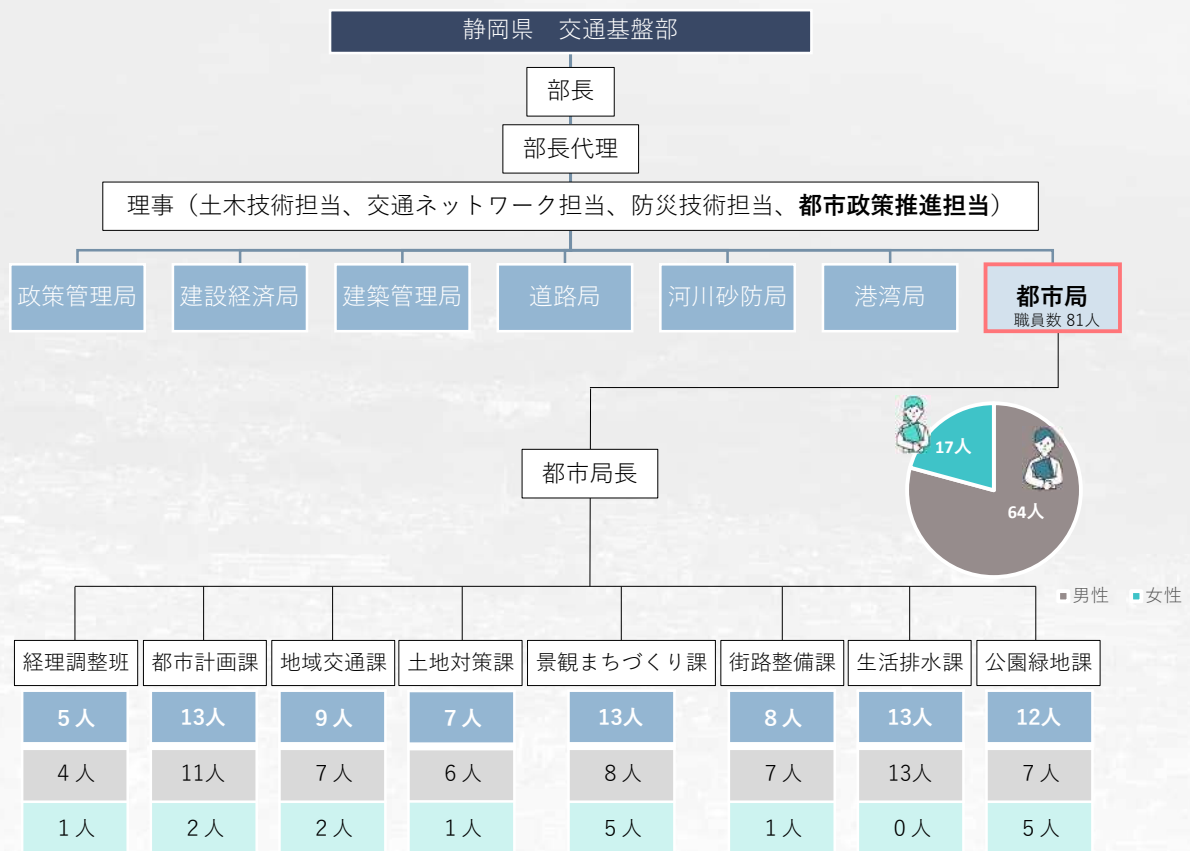
静岡県の都市局

組織構成

静岡県都市局は、静岡県の建設行政を所管している交通基盤部に属しています。この交通基盤部の幹部に、都市政策推進担当の理事が置かれています。

都市局には、都市局長を幹部に置き、合計で78人の職員が職務を遂行しています。このうち、女性職員はおよそ5分の1を占めています。

都市局では、予算・決算や総務事務を所掌する経理調整班と、7つの課に分かれ、都市づくりの計画や、街路・公園・下水道などの都市の基盤となる施設を整備・管理しています。このほか、市町や組合等に対して、技術的助言なども行っています。



※凡例 上段：合計職員数、中段：男性、下段：女性

■ 各課の所掌事務



都市計画課

持続可能で、機能的で暮らしやすい市街地の形成を図るため、都市の将来像を明らかにした都市計画のマスタープランを策定しています。

また、これに即した都市計画の決定等を推進しています。

⇒ 関連ページ P.10～11、P.23



街路整備課

都市において渋滞緩和による円滑な交通の確保や沿道利用の促進、歩行空間の創出による安全性の確保を図るため、幹線街路の整備を行っています。また、交通の円滑化や市街地の一体化を図るため、鉄道高架事業を推進しています。

⇒ 関連ページ P.18～19



地域交通課

地域住民の生活を支える鉄道、バス等の維持・活性化を図り、公共交通サービスを提供するため、地域鉄道事業者、バス事業者、市町等を対象に事業費の助成を行っています。

⇒ 関連ページ P.12～13



生活排水課

公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水環境や快適な生活環境を保全するため、下水道や合併処理浄化槽などの整備促進を図っています。また、河川管理者と連携して、排水不良地域や浸水地域の解消を図っています。

⇒ 関連ページ P.20～21



土地対策課

適正な土地利用と地価の形成を図るため、関係法令等に基づき、土地利用事業、開発行為等の審査指導を行っています。また、土地取引、土地価格に関する調査等を行っています。

⇒ 関連ページ P.14



公園緑地課

都市生活の快適性、安全性を確保する上で基盤となる都市公園や心地よい親水性を持った緑地等、潤いのある空間を確保するため、県営都市公園の適切な管理運営を行っています。また、都市公園及び緑地の整備も行っています。

⇒ 関連ページ P.22



景観まちづくり課

県土・郷土の誇りとなる良好な景観の形成を推進するとともに、既成市街地の再整備によりまちなか居住を促進し、集約型のまちづくりを進めています。

⇒ 関連ページ P.15～17

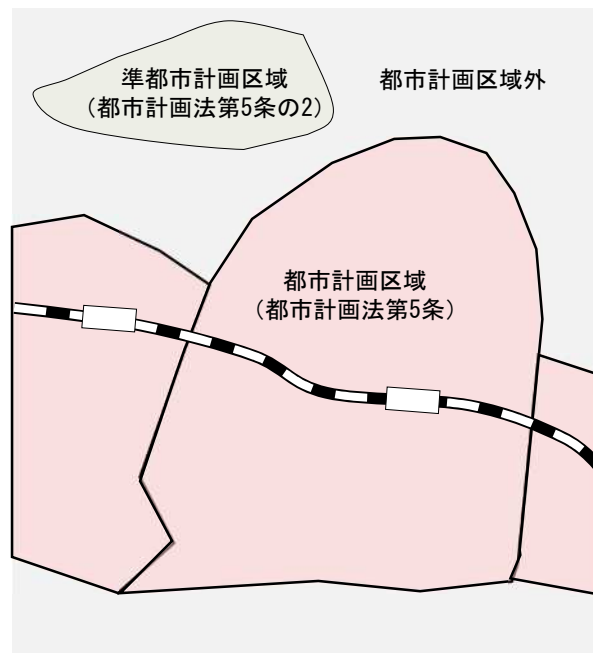
URBAN PLANNING

静岡県の都市計画

■ 本県の都市計画区域

都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するため、都市計画法その他の関連法の適用を受けべき土地の区域です。

本県では、21区域、32市町において都市計画区域を指定しています。また、1市において準都市計画区域を指定しています。



■ 静岡県都市計画ガイドブック

本県では、より多くの方に都市計画に関する理解を深めていただくため、「静岡県都市計画ガイドブック」を発刊しています。

本県のホームページで閲覧できますので、是非、ご利用ください。

都市計画を少しでも身近なものにしていただき、これからのまちづくりに役立っていただければ幸いです。

静岡県ホームページ
(都市計画制度について)



区域区分（線引き）

都市計画区域において、無秩序な市街地の拡大を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができます。これを「区域区分」といい、一般的に「線引き」と言います。

市街化区域は、優先的、計画的に市街化を図る区域で、道路、公園、下水道等の都市基盤施設を重点的に整備するほか、土地区画整理事業・市街地再開発事業等の面的整備事業を実施する区域です。

一方、市街化調整区域は、自然環境保全や農林業振興のため、市街化を抑制する区域で、都市的土地利用を行う場合、県または市町の許可が必要となります。

線引き都市計画区域（10区域17市町）※1,2

都市計画区域名	市町名	都市計画区域	
		面積 (ha)	人口 (人)
田方広域	伊豆の国市	9,462	46,378
	函南町	6,516	36,412
御殿場小山広域	御殿場市	11,423	82,790
	小山町	10,423	17,042
東駿河湾広域	三島市	6,202	105,552
	沼津市	13,877	184,304
	長泉町	2,125	43,512
	清水町	881	31,706
裾野	裾野市	11,381	48,869
岳南広域	富士市	21,106	247,121
	富士宮市	30,209	127,558
静岡	静岡市	23,490	660,519
志太広域	藤枝市	11,222	138,128
	焼津市	7,030	135,725
磐田	磐田市	16,296	166,307
浜松	浜松市	51,455	767,928
湖西	湖西市	8,656	57,793

非線引き都市計画区域（11区域15市町）※1,2

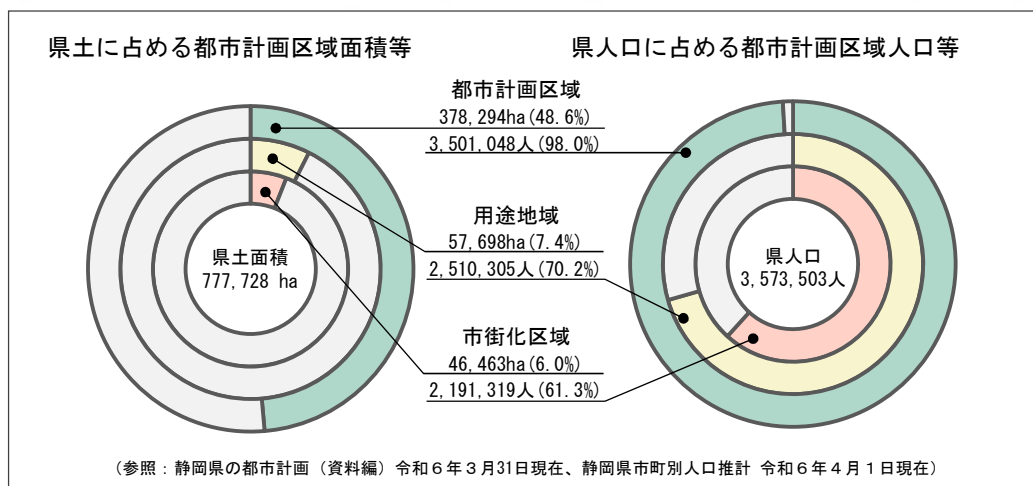
都市計画区域名	市町名	都市計画区域	
		面積 (ha)	人口 (人)
南伊豆	南伊豆町	9,247	7,376
下田	下田市	4,444	15,975
河津	河津町	2,570	5,596
東伊豆	東伊豆町	4,223	11,161
伊東	伊東市	12,402	65,035
熱海	熱海市	6,177	33,603
伊豆	伊豆市	36,397	28,012
島田	島田市	5,762	86,035
榛南・南遠広域	吉田町	2,073	29,139
	牧之原市	8,003	35,564
	御前崎市	3,854	25,369
東遠広域	掛川市	21,164	113,270
	菊川市	6,193	43,002
中遠広域	袋井市	10,833	88,321
	森町	3,198	15,608

準都市計画区域（1区域1市）※1

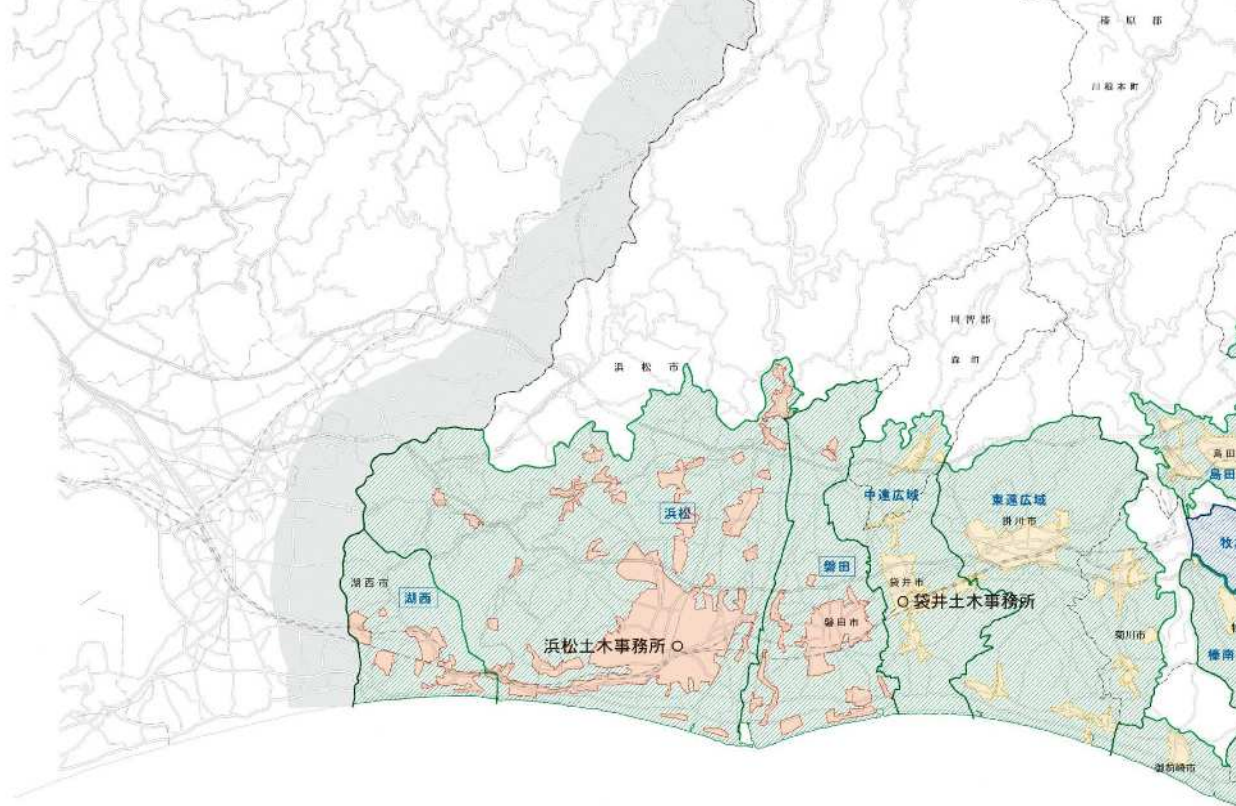
準都市計画区域名	市町名	都市計画区域
		面積 (ha)
牧之原市	牧之原市	3,108

※1 参照：静岡県の都市計画（資料編）令和6年3月31日現在。

※2 都市計画区域は当該都市計画区域の陸域を示す。

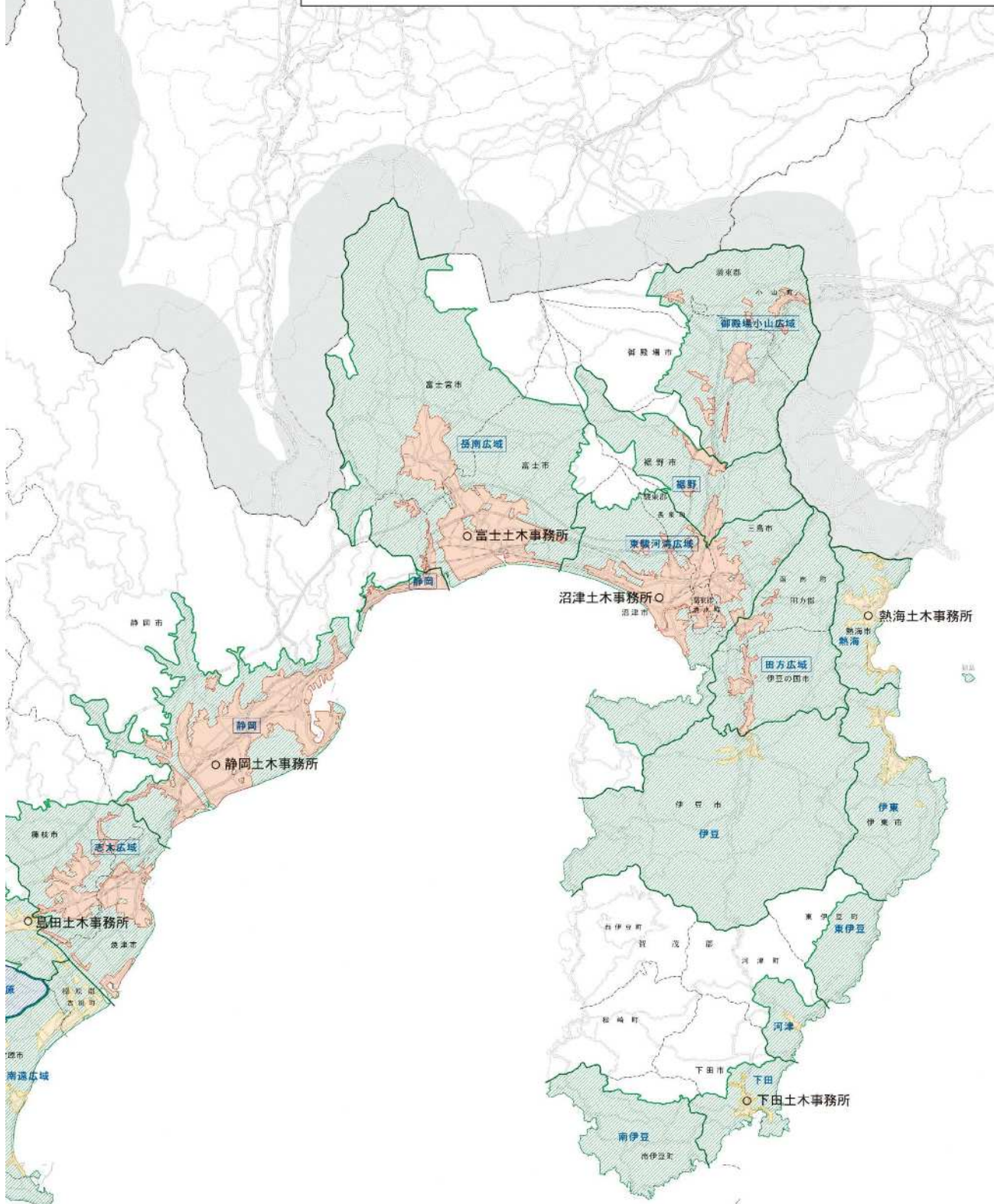


凡 例		
	県	界
	市	郡 界
	町	村 界
	都市計画区域	浜松 線引き 島田 非線引き
	準都市計画区域	
	市街化区域	
	用途地域	
	土木事務所	



静岡県総合管内図

都市計画区域図



1 : 500,000

0 10 20km

OUR BUDGET

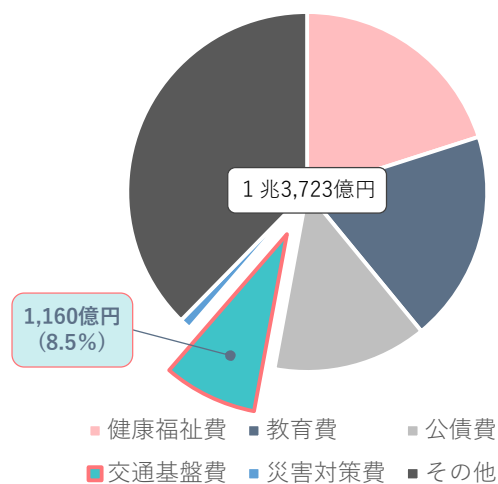
都市局の当初予算

静岡県交通基盤部の予算

静岡県の令和7年度当初予算は、1兆3,723億円です。

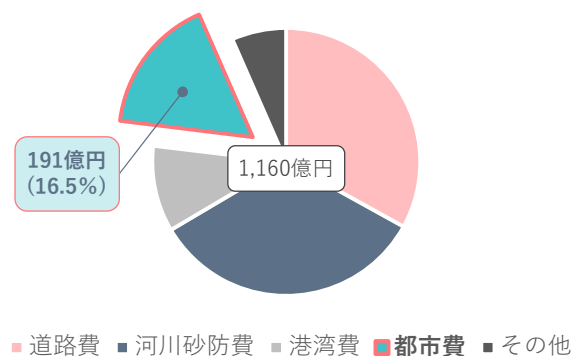
このうち、インフラ関係の予算である交通基盤費は、1,160億円で、全体の8.5%を占めています。都市局の予算は、この交通基盤費に含まれています。

また、交通基盤費のほかにも、交通基盤部が所管する予算に、災害対策費があります。



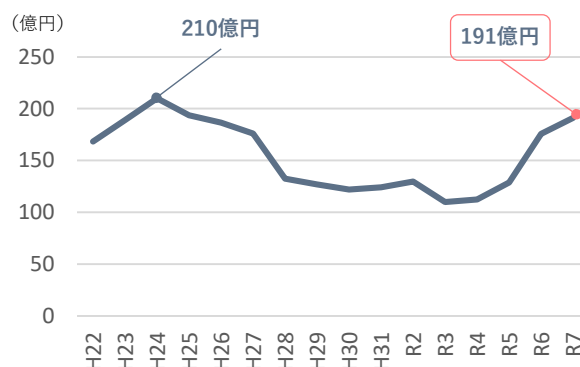
静岡県都市局の予算

都市局の令和7年度当初予算は、191億円です。これは、交通基盤費の16.5%を占めています。



都市局の予算の推移

都市局の予算は、平成24年度をピークに減少傾向にあります。近年は4年連続で増加しています。

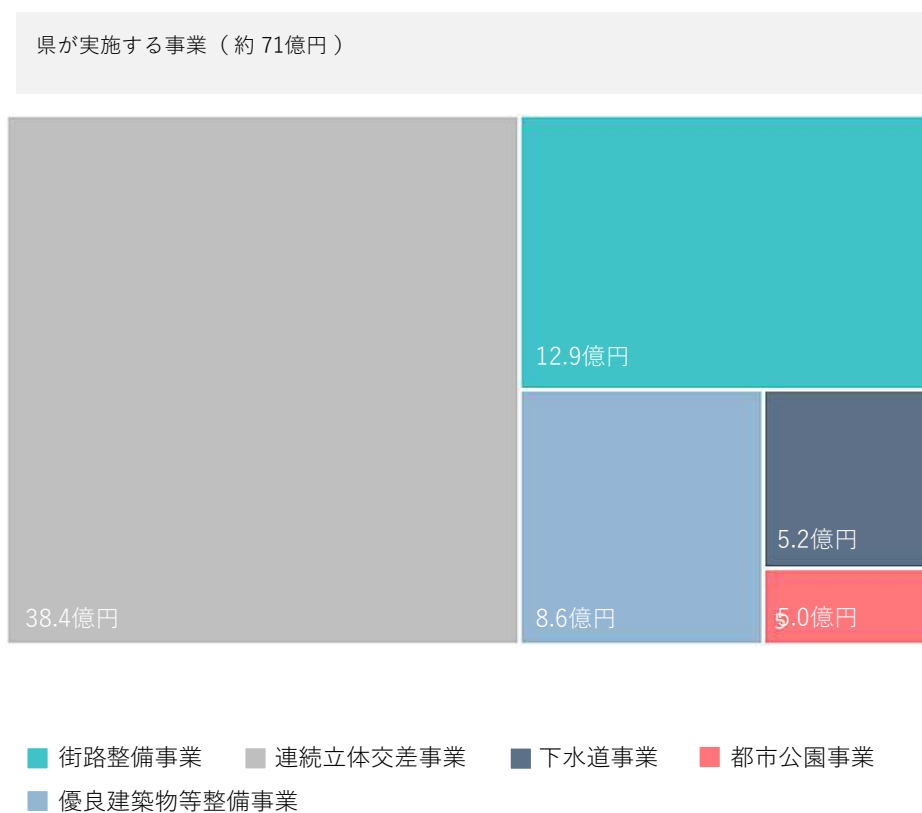


■ 国庫補助事業（当初内示）

令和7年度の都市計画関連事業のうち、県が国から補助を受けて実施する事業は約71億円です。

静岡県 都市局事業の内訳

県が実施する都市計画関連事業は、優良建築物等整備事業、街路整備事業、連続立体交差事業、下水道事業、都市公園事業があります。



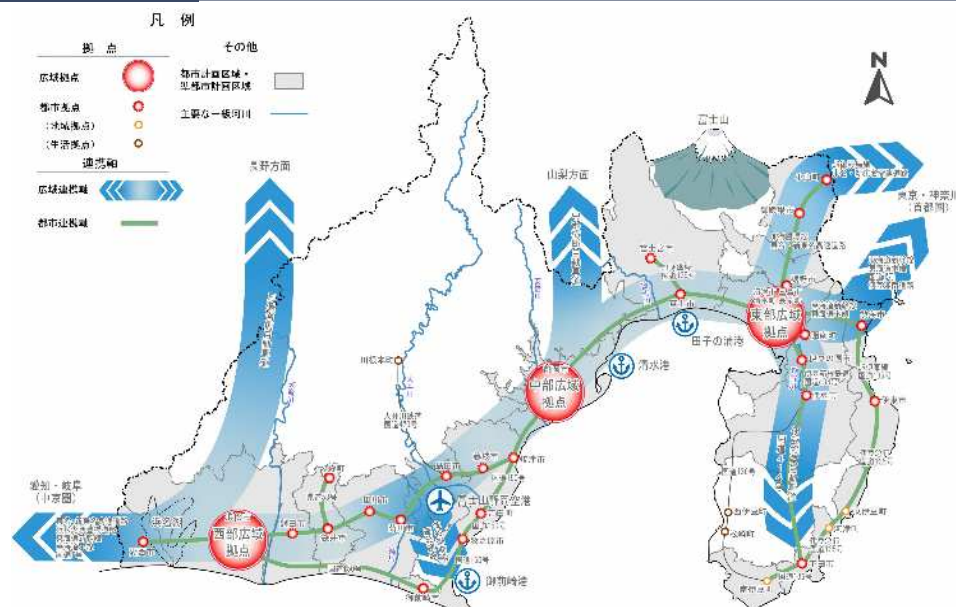
※ 上のグラフは、ソフト施策に関する事業を省略して表示

都市計画に関する各種計画の作成・支援

持続可能な
まちづくりの推進

都市づくりの目標

静岡県の魅力と活力を継承する持続可能な集約連携型都市づくり



01

-
- | | | |
|-----|---------------------------|----------------|
| 目標6 | 豊かな自然・農林漁業と共生する都市づくり | 自然環境と農林漁業環境の保全 |
| 目標5 | 高度なサービスを提供する次世代型都市づくり | 先進技術や民間活力の導入 |
| 目標4 | 快適な都市空間と機能的な都市活動を確する都市づくり | 質の高い都市空間・活動の確保 |
| 目標3 | 環境負荷の小さな都市づくり | 脱炭素社会の形成 |
| 目標2 | 大規模な自然災害に対応できる都市づくり | 安全・安心な都市空間の形成 |
| 目標1 | 魅力と活力が持続する都市づくり | 集約連携型都市構造の構築 |



03

都市計画区域マスタープラン

都市計画区域ごとに、長期的な視点から都市の将来像とその実現に向けた道筋を示す「都市計画区域マスタープラン」を策定しています。

土地利用や都市施設などの個別の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに即して定めています。

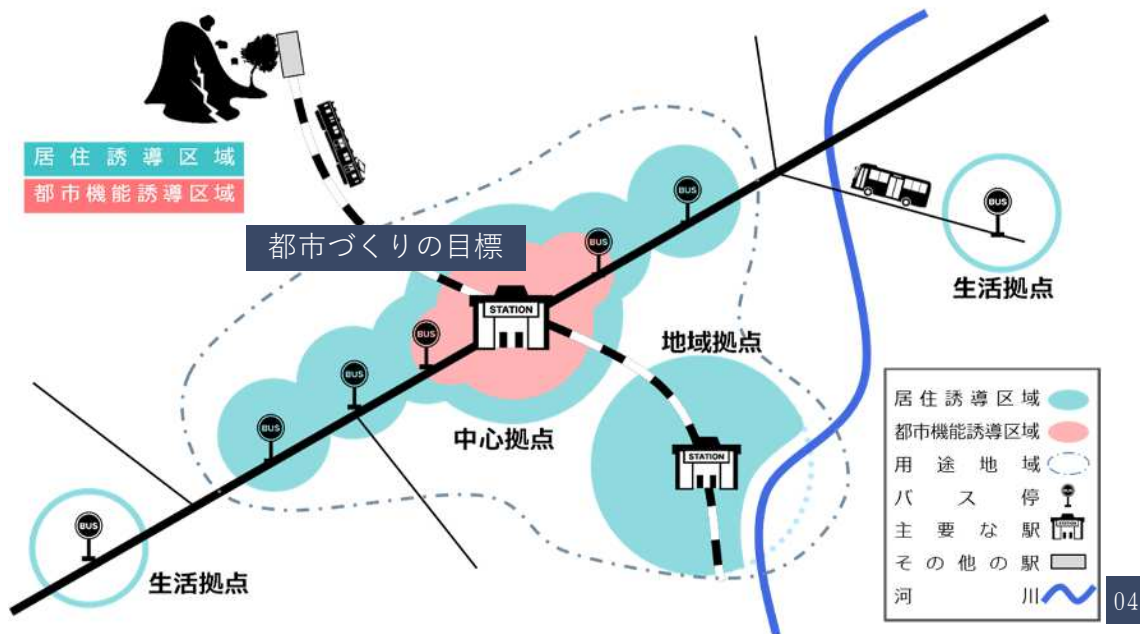
令和7年度には、「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」に基づき、全区域の見直しを実施します。

都市交通マスタープランの策定

都市交通マスタープランは、概ね20年後の都市圏の将来像を見据えた総合的な都市交通計画で、パーソントリップ調査などの交通実態調査に基づき策定しています。

令和4年度から調査を実施している西遠都市圏では、テレワークやオンラインショッピングの普及を受け、人の移動だけでなく、自宅や移動先などでの活動も捉えて交通実態を分析しています。

より良いまちづくりを進めるために、都市全体を将来どのようにつくり上げていくかを明確にし、それを実現させるために、土地利用や施設の整備について基本的な方針を示すマスタープランなどを作成しています。



防災対策

被害を出さないように主にハード整備を実施
(防潮堤の整備、建物の耐震化、建物の不燃化等)

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策

予め被害の発生を想定し、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を実施
避難地、避難路の整備、ハザードマップの活用、避難訓練の実施等

復興事前準備

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。
その際、**迅速な復旧・復興を進めるために事前復興まちづくり計画の策定などの事前準備が重要**

- ・復興の手順や進め方を事前に決めておく
- ・復興における将来目標像を事前に検討・共有

05



【図・写真】

- 01 静岡県の将来都市構造
- 02 都市づくりの目標
- 03 都市交通マスタープラン都市構造図（西遠都市圏）
- 04 立地適正化計画の概要図
- 05 復興事前準備のイメージ
- 06 都市防災総合推進事業による津波避難と観光の兼用施設（伊豆市土肥地区）

立地適正化計画の作成・見直し支援

市町では、居住や様々な都市機能を拠点に誘導・集約し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、立地適正化計画の作成し、持続可能な都市づくりを推進しています。

本県では、「立地適正化計画広域連絡協議会」を設置し、市町が進めるまちづくりを支援しています。

災害に強いまちづくりの支援

南海トラフ地震などの大規模災害から迅速な復旧・復興を進めるためには、復興事前準備への取組が重要です。事前復興まちづくり計画は、あらかじめ復興の課題を想定し、被災後のまちづくりの方向性や進め方等を定めた計画です。

本県では、市町が進める「事前復興まちづくり計画」の策定などの復興事前準備や避難場所・避難路の整備などの防災・減災対策を支援しています。

02

地域公共交通計画の推進

地域公共交通への支援

地域鉄道や乗合バスなどの公共交通機関は、県民の日常生活の移動を支える重要な社会インフラであり、利用者数の減少等により厳しい状況にある交通事業者に対して、安全対策や路線維持のため、国や県などにおいて継続的に支援しています。



01



02



03



04

“ふじのくに”地域公共交通計画

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい状況に置かれている地域公共交通を維持、活性化し、持続可能で利便性の高い公共交通サービスを県民に提供するため、令和6年3月に策定した“ふじのくに”地域公共交通計画の推進を図ります。

計画の目標と取組方針

本計画は、2050年頃を目途に、「本県が目指す姿」を示しています。

その実現に向けて、5か年で「公共交通ネットワークの維持確保」、「公共交通の利活用促進」、「公共交通サービスの効率化・高度化」に取り組むこととしており、関係者と連携して実践していきます。

地域公共交通に対する支援

地域住民の日常生活を支える地域公共交通の安全性向上や維持・活性化を図るため、地域鉄道事業者、バス事業者、市町等に対して、財政的な支援を行っています。

【図・写真】

- 01 鉄道車両の維持費助成
- 02 キャッシュレス決済システムの整備
- 03 地域公共交通活性化協議会（国、県、市町、交通事業者、学識経験者等で構成）
- 04 “ふじのくに”地域公共交通計画基本方針：（上）地域の足を支える公共交通の確保、（下）乗りやすい、乗ってみたい公共交通の提供

交通空白の解消

03

地域交通のり・デザイン

バス路線の維持や日常生活の移動手段の確保が困難な地域については、多様な輸送資源の活用や共助型交通の導入などを行うことにより、地域交通の最適化を目指します。



01



02



03

	公共ライドシェア (自家用有償旅客運送)	日本版ライドシェア (自家用車活用事業)
運行管理	市町・NPO等	タクシー会社
主な地域	過疎地・山間地	都市部・観光地
使用車両	自家用車	自家用車
運転免許	1種免許	1種免許
運賃	タクシーの8割程度まで	タクシーと同程度

04

ライドシェアの必要性

バスやタクシーのない地域などにおいては、日常生活における移動手段の確保が重要です。

有効な対策の一つとして考えられる公共ライドシェアを県内全域に積極的に展開していくことにより、地域交通のり・デザイン（再構築）を進め、地域の課題解決を図る必要があります。

更なる取組の強化

（一社）全国自治体ライドシェア連絡協議会などと連携しながらセミナーを開催し、情報共有等を図るとともに、市町等へアドバイザーを派遣し、新たな交通手段の確保に向けて伴走支援していきます。

公共ライドシェア等を県内全域に展開することにより、交通空白の解消を図り、地域交通の最適化を目指していきます。

専門部会の設立

公共ライドシェアに関する説明会を開催し、最新情報を共有したところ、制度の内容や運営手法の理解不足などの課題が判明しました。

このため、県地域公共交通活性化協議会の下に国、県、市町、県タクシー協会、県バス協会等で構成する「ライドシェア専門部会」を令和6年9月に設置し、その中で、最新情報や全国の先進取組事例を情報共有し、制度理解や地域の実情に合ったサービスを検討しています。

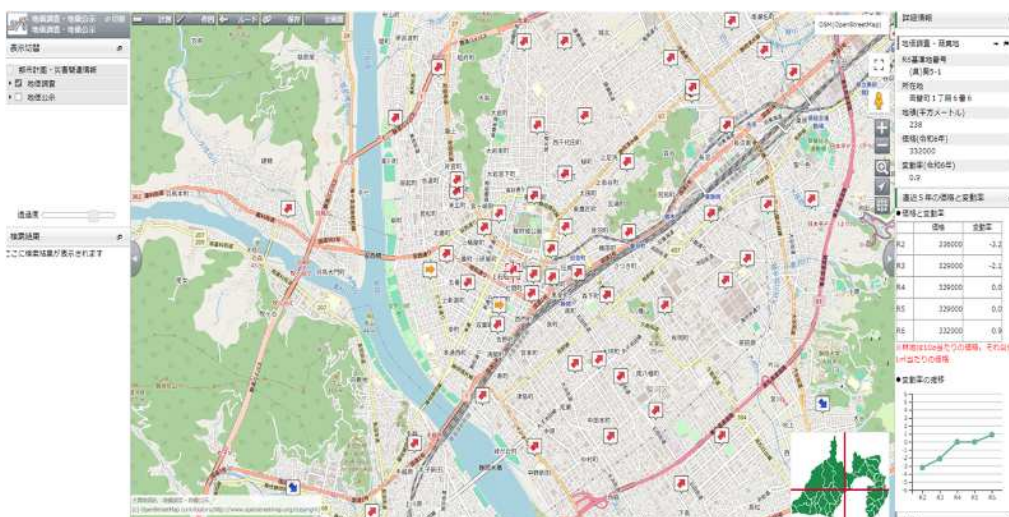
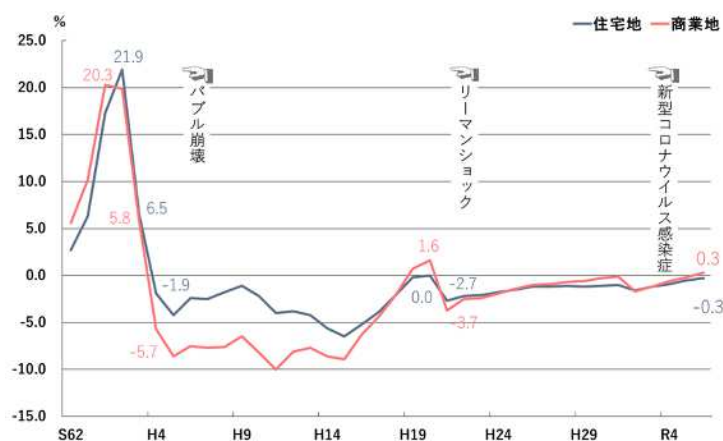
【図・写真】

- 01 公共ライドシェア（ノックル庄内（浜松市））
- 02 新たな実証運行の動き～許可・登録不要の運送～（河津ザクラライド出発式）
- 03 日本版ライドシェア（静岡市内のタクシー会社）
- 04 ライドシェアの種類
※この他、運賃を収受しない無償運送（許可・登録不要）がある。

04

地価調査

適時適切な地価情報の提供



目的と役割

地価調査は、国の地価公示とともに法令に基づき実施する調査で、地価高騰・下落の局面に関わりなく、土地対策の基本となる指標を提供するための貴重な調査として位置付けられており、適正な地価の形成・土地取引に寄与しています。

地価は景気動向を示す指標として見られることもあり、地域ごとに異なる事情や社会経済情勢が多様な動向を示す中、県民の地価への関心は高まっています。

地価調査結果は、情報インフラとして活用してもらうため、静岡県GISで公表するなど、適時適切に情報提供しています。

令和6年地価調査結果

県内の地価は、住宅地は下落したものの4年連続で下落率が縮小しました。また、商業地は下落から上昇に転じ、工業地は3年連続で上昇しました。

中でも、生活利便性の良い住宅地や、顧客の回遊や観光客の賑わいが見られる商業地、高速道路ICに近く交通利便性の良い地域を中心とした工業地等では上昇傾向となっています。

【図・写真】

- 01 本県の平均変動率の推移
- 02 県内最高価格商業地周辺
- 03 地価調査結果の公開（静岡県GIS）

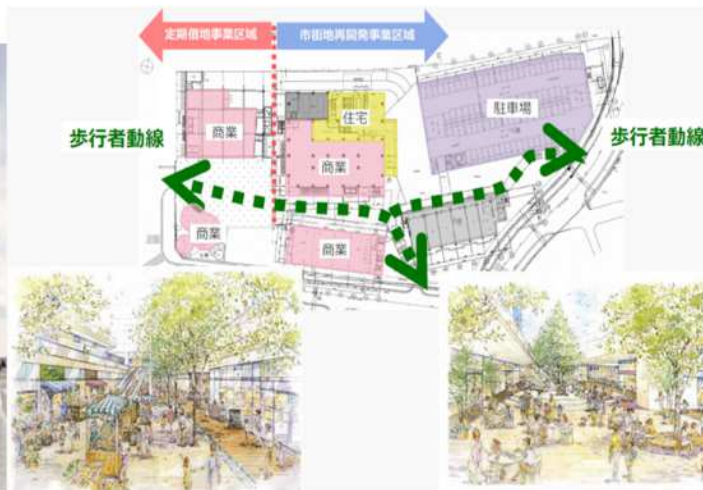
地価調査は、県内の基準地610地点について、毎年7月1日時点の1㎡当たりの標準価格を調査、判定するもので、毎年9月下旬に公表しています。

一般の土地取引や公共用地取得等の価格算定において、信頼性の高い公的な指標として用いられています。

三島駅南口東街区

05

市街地再開発事業



事業概要

本事業は、伊豆の玄関口であるJR三島駅前において、健康医療拠点を整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新、賑わいの創出、中心市街地の活性化及び三島市の持続的発展を図るものです。

- ・ 施行者：三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合
- ・ 規模：延べ床面積約55,800㎡、4棟、高さ約90m他
- ・ 期間：令和2年度～令和9年度（予定）
- ・ 事業費：261億円
- ・ 内容：住宅、商業、医療、保育園、駐車場等

県の取組

市街地再開発組合等が施行する市街地再開発事業が円滑に執行されるよう、国の交付金と併せた県補助金の交付、及び技術的支援を行っています。

【図・写真】

- 01 JR三島駅南口（令和7年2月）
- 02 事業完成のイメージ（市街地再開発事業により住宅、商業、医療施設等を配置）
- 03 周辺の将来イメージと平面図

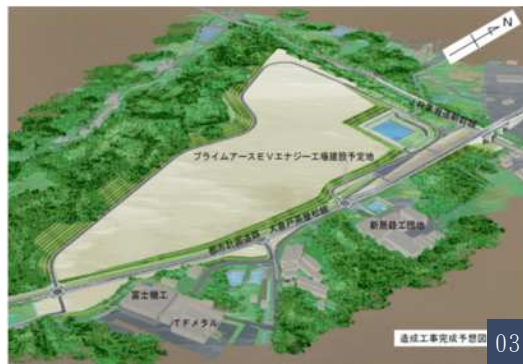
都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、一定規模以上の街区を形成する既成市街地において、老朽建築物を除却し、建築敷地、建築物及び公共施設を一体的・総合的に整備しています。

県内事業中箇所…6市10地区、約10・0ha

06

土地区画整理事業

浜名湖西岸土地区画整理事業



事業概要

浜名湖西岸地区は津波被害の恐れがない標高30m以上の高台にあり、土地区画整理事業により工業用地の造成と国道1号へのアクセスとなる都市計画道路大倉戸茶屋松線を整備を行い、産業立地を促進しています。

- ・ 施行者：湖西市浜名湖西岸土地区画整理組合（間接補助）
- ・ 規模：48.6a
- ・ 期間：令和2年度～令和12年度
- ・ 事業費：99.9億円
- ・ 内容：都市計画道路整備、区画道路整備、工業用地の造成等

県の取組

土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業が円滑に執行されるよう、国の交付金と併せた県補助金の交付、及び技術的支援を行っています。

【図・写真】

- 01 浜名湖西岸地区の航空写真（令和6年11月）
- 02 都市計画道路大倉戸茶屋松線（令和7年2月）
- 03 完成予想鳥瞰図

良好で健全なまちづくりを行うため、都市基盤が未整備な市街地について、道路、公園などの公共施設の整備と不整形な宅地の整形化を行い、宅地の利用増進を図っています。

県内事業中箇所…12市町 23箇所 648ha

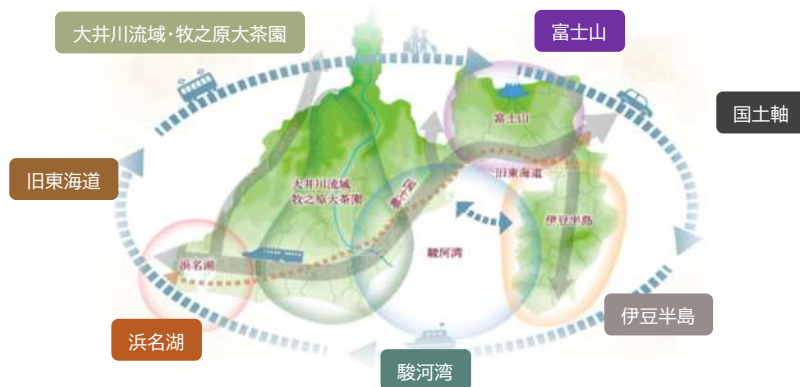
ふじのくに景観形成計画

07

景観形成

【目指す姿】 ふじのくに回遊式庭園

富士山、伊豆半島、南アルプス等、多様で美しい景観を具備している県土全体を、ひとつの広大な回遊式庭園に見立て、景観を社会総掛かりで磨き上げ、本県の豊かな暮らしの実現を目指します。



01



02



03



広域景観形成

富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園及び浜名湖の4つのエリアで、県と市町等による広域景観協議会を組織し、行動計画に基づき屋外広告物の適正化、修景事業等を実施しています。

高質な公共空間の形成

公共事業における景観形成の留意事項をまとめた「ふじのくに色彩・デザイン指針」に基づく公共施設整備を進め、大規模施設等については、専門家による景観検討を実施しています。

【図・写真】

- 01 ふじのくに回遊式庭園イメージ図
- 02 市町と連携した広域景観形成の推進
(左 / 中)伊豆半島の沿道景観づくり (Before / After)
(右)大井川流域・牧之原大茶園の官民連携によるガードレール塗替え
- 03 高質な公共空間の形成 (Before / After)

本県では、平成29年3月に策定した「ふじのくに景観形成計画」に基づき、県を挙げて景観施策に取り組んでいます。
富士山、伊豆半島をはじめとした7つの広域景観からなる「ふじのくに回遊式庭園」を目指す姿として、見て回って楽しめる景観づくりを推進しています。

08

連続立体交差事業

沼津駅付近連続立体交差事業



事業概要

沼津駅付近の鉄道を一定区間高架化し、駅周辺が抱える交通課題の抜本的な解消や南北市街地の一体化を図ります。

鉄道施設跡地や高架下の空間を有効に活用し、にぎわいと魅力にあふれた県東部の拠点形成を促進します。

- ・ 規 模： 鉄道高架延長 約5.3km
 〔東海道本線 約3.7km〕
 〔御殿場線 約1.6km〕
- ・ 期 間： 平成18年度～令和23年度（予定）
- ・ 事業費： 1,034億円
- ・ 内 容： 踏切の除却13箇所

整備効果

- ・ 既存ガードの平面化と13箇所の踏切除却による周辺道路交通の円滑化
- ・ 鉄道高架化により、駅周辺の流動性が高まり、南北市街地が一体化
- ・ 高架化で生み出された鉄道施設跡地や高架下の利活用によるにぎわいの創出

現状・課題

- ・ 駅付近の3つの既存ガードにおける日常的な交通混雑、豪雨時の通行止め、緊急車両の通行支障、歩行者・自転車の移動困難や、踏切における交通遮断
- ・ 鉄道が市街地を南北に分断し、人やモノの流動性を阻害

Facebook



【図・写真】

- 01 将来の全体図
- 02 あまねガードの将来イメージ
- 03 新貨物ターミナルの施工状況（令和7年2月）
- 04 各所の課題：
 - （左）あまねガードの自転車押し歩き
 - （中）三つ目ガードの大雨による冠水
 - （右）三つ目ガードの混雑

鉄道を連続的に高架化することで複数の踏切を一挙に除却し、周辺道路を整備します。これによって、交通の円滑化や線路で分断された市街地の一体化を図り、さらに高架下空間等を有効活用することで、都市活動の活性化を促進します。

都市計画道路 焼津広幡線

09

街路整備事業



事業概要

都市計画道路焼津広幡線は、清水港から国道150号を経由し東名高速道路焼津ICや新東名高速道路藤枝岡部ICなどにアクセスする重要物流道路に指定されている主要な幹線道路です。

- ・ 規模：延長900m（幅員27m）
- ・ 期間：平成28年度～令和10年度（予定）
- ・ 事業費：83億円
- ・ 内容：4車線、両側歩道

整備効果

- ・ 4車線化による交通混雑の解消
- ・ 歩道整備による安全で快適な歩行空間の創出
- ・ 平常時・災害時を問わない安定的で円滑な物流基盤の確保

現状・課題

- ・ 東名焼津ICのアクセス道路であり、沿道には運送業やサービス業の店舗が多く立地し、通過交通や沿道アクセス車両で交通渋滞が慢性化
- ・ 歩道が整備されておらず自転車・歩行者が通行する際の安全が未確保
- ・ 前後区間は4車線で整備済みであり、本区間のみ未整備でボトルネック化

まちなかの交通の円滑化と沿道土地利用の促進を図り、併せて都市のオープンスペースを供給することにより、良好な都市環境を形成し、安全安心で機能的な都市活動に寄与するため、都市計画道路の整備を行っています。

県内施行箇所…20市町 61路線 77箇所

【図・写真】

- 01 全体平面図
- 02 本道路の渋滞状況
- 03 東名交差部の整備状況

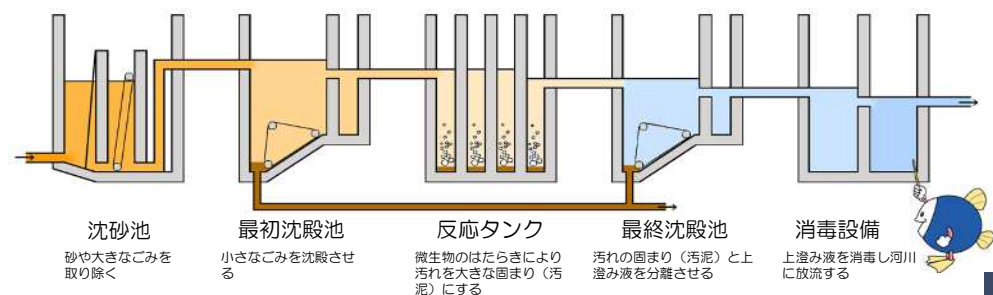
10

下水道事業

狩野川流域下水道事業



下水処理場の仕組み



事業概要

狩野川流域の水質保全や地域住民の快適な生活環境を確保するため、関連市町と連携した下水道整備・接続を行うとともに、施設の改築更新及び耐震対策を実施しています。

整備効果

令和5年度末の汚水処理人口普及率は、東部処理区が84.6%、西部処理区が71.1%となっており、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与しています。

安定した下水道サービスの提供

下水道法に定められた箇所に加え、全管路の点検を5年に一度実施し、安定した下水道サービスの提供に努めています。

また、能登半島地震を踏まえた上下水道耐震化計画に基づき、下水道施設の耐震化に引き続き取り組みます。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

【図・写真】

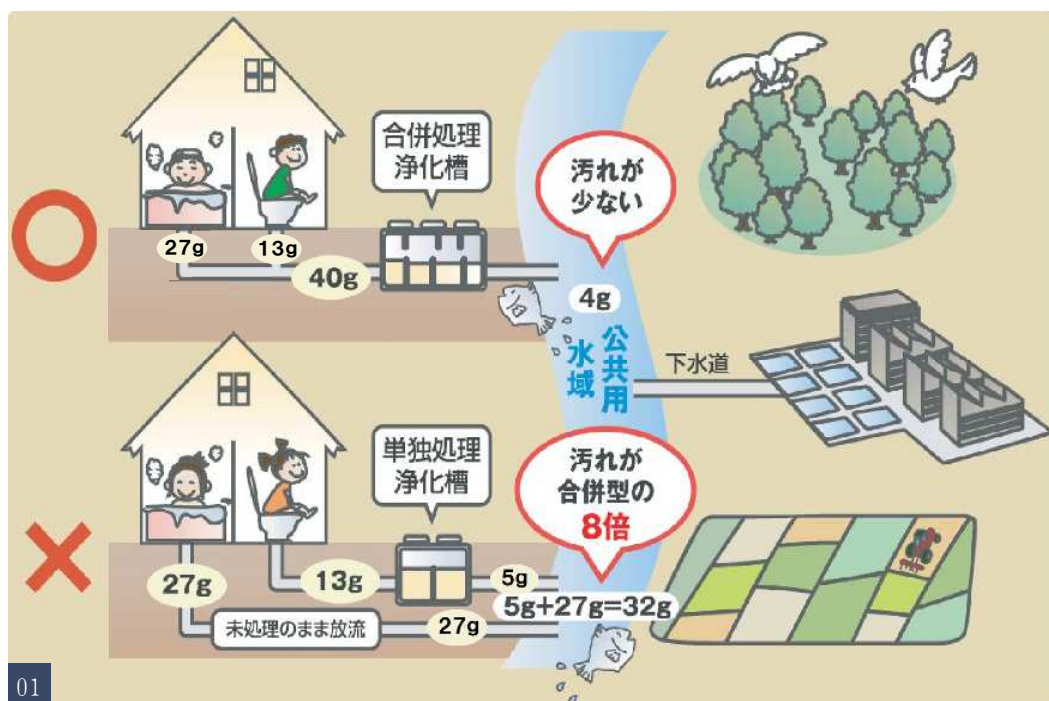
- 01 流域下水道区域
- 02 西部浄化センター
- 03 見学会の様子
- 04 下水処理場の仕組み（イメージ）

県が管理する流域下水道は、狩野川流域下水道の1流域2処理区です。このうち、東部処理区は、2市1町（伊豆市、伊豆の国市、函南町）、西部処理区は、3市2町（沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町）の汚水処理しています。

合併処理浄化槽への転換促進

11

浄化槽整備事業



01



02



03

現状・課題

家庭の台所、洗濯、風呂やトイレなどから流す生活排水は、下水道や合併処理浄化槽などの排水処理施設によりきれいな水に処理された後、河川などに放流されています。しかし、単独処理浄化槽は、台所、洗濯や風呂などの生活雑排水を処理できないため、河川などの水質悪化の原因となっています。

現在、県内には約26万基もの単独処理浄化槽が設置されており、合併処理浄化槽への転換が課題となっています。

県の取組

市町に対して、合併処理浄化槽への転換などに係る技術支援や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る財政的支援を行っています。

更に、令和元年度からは転換に伴う宅内配管工事についても助成の対象とするなど、効果的な転換の促進に取り組んでいます。

【図・写真】

- 01 浄化槽の種類と処理効果
- 02 単独処理浄化槽の流末の状況
- 03 合併処理浄化槽の設置例

生活排水による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽法に基づき、浄化槽設置者は、既に設置している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努める必要があります。

県では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に取り組んでいます。

12

公園事業

県営都市公園の管理・整備



事業概要

県営都市公園における利用者の安全・安心な環境を維持するため、中期維持保全計画等に基づき、園内の施設の修繕等を実施しています。

また、遠州灘海浜公園（篠原地区）については、野球場を中心としたスポーツやレクリエーションを通じて、幅広い年齢層の県民が健康づくりに取り組むことができる公園の整備を目指しています。

整備効果

公園の利用者に、安心・安全・快適を提供し、利用サービスの向上を図ります。

また、遠州灘海浜公園（篠原地区）については、「みんなが楽しめる健康・スポーツ公園」として、新たなスポーツ拠点となり周辺地域が賑わうことを期待しています。

現状・課題

本県では、草薙総合運動場、愛鷹広域公園、小笠山総合運動公園、富士山こどもの国、吉田公園、遠州灘海浜公園（中田島北地区）、浜名湖ガーデンパークの7箇所を管理しています。これらの公園では、老朽化により修繕が必要な箇所が増加しています。

また、遠州灘海浜公園（篠原地区）の整備については、事業実施に向け、用地調査・用地取得を進めていきます。

Facebook



【図・写真】

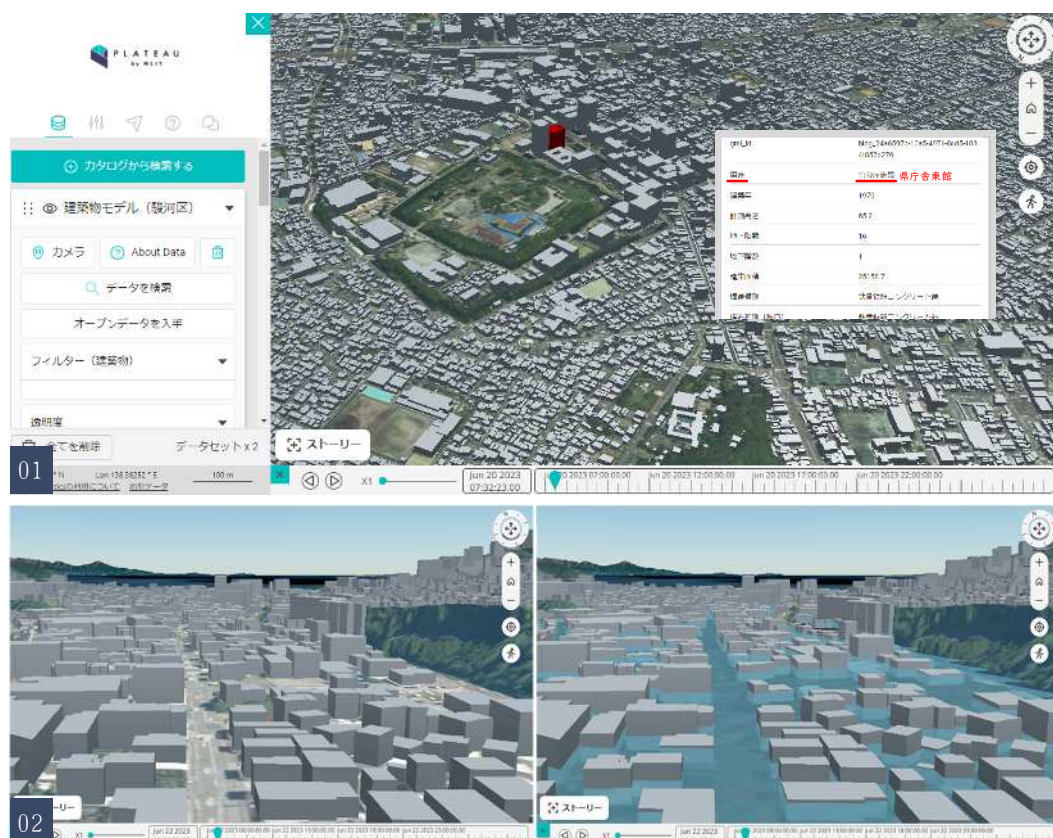
- 01 浜名湖ガーデンパーク
 - 02 小笠山総合運動公園
 - 03 静岡県富士山こどもの国
 - 04 草薙総合運動場
 - 05 遠州灘海浜公園(篠原地区)
- 基本計画

県では、7箇所の県営都市公園にて、都市の緑とスポーツ・レクリエーションの場の創出を図るため、県営都市公園の管理運営・維持補修等を行っています。このほか、遠州灘海浜公園（篠原地区）については、幅広い年齢層の県民が健康づくりに取り組むことが出来る公園を整備していきます。

3 D都市モデルと都市計画情報の連携

13

都市のDX化に向けた取組



3 D都市モデルの利活用

窓口訪問不要で、自治体が保有しているデータをいつでも無償で取得可能です。

都市分野だけでなく、浸水想定シミュレーション等の防災分野でも利用可能です。

まちづくりとの連携

県の他局が作成した3D都市モデルに、用途地域や建物高さといった都市計画基礎調査の結果等の都市計画情報を付与しています。

このことによって、土地利用の現状を視覚的に把握することができます。

データの公開

3D都市モデルおよび都市計画基礎調査の結果を、サイトで一般に公開しています。

G空間
情報センター



PLATEAU



ふじのくに
オープンデータカタログ



【図・写真】

- 01 3D都市モデル建築物の属性情報（県庁舎の詳細情報を表示させた場合）
※「PLATEAU」HPより一部加工
- 02 活用例：
（左）伊豆市内の3D都市モデル、（右）想定最大規模の浸水想定を重ね合わせ

静岡県では、まちづくりをDX化していくためのプロジェクト「PLATEAU（プラトール）」に参加し、3D都市モデルの整備・オープンデータ化をしています。3D都市モデルは都市計画基本図と標高値により作成されたもので、PLATEAUでは、このデータを活用した様々な事例も公開されています。

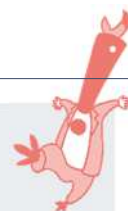
Related Pages

関連ウェブサイト

美しい“ふじのくに”インフラビジョン

本県のインフラ整備の“羅針盤”として、県土づくりやインフラ整備の方向性などをわかりやすく示す、「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」を令和4年3月に策定し、インフラの整備を進めています。

HP



静岡どぼくらぶ

「静岡どぼくらぶ」は、静岡県の未来をともに考え、土木の現場でつながる広いサークルです。やりがいや誇りを持てる土木の仕事の魅力を伝えるため、分かりやすい動画の作成やメンバーが開催するイベントのサポート等を行っています。

HP



YouTube



URBAN Timez

静岡県交通基盤部都市局では、若手職員18名による若手広報チーム「URBAN Timez」を結成し、職員一人ひとりが広報担当であるという意識で、都市局の取組やイベント情報等を発信しています。

HP





URBAN Timez

(令和 7 年 4 月 発行)

静岡県交通基盤部都市局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

(編集) 都市計画課 TEL 054-221-3062 FAX 054-221-3640

※ 本紙に掲載の情報は、発行時点におけるものであり、変更している場合があります。